

婦人部が元気に部員訪問

56条廃止署名と実態調査 持って訪問・対話活動!

札幌中部民商

婦人部は15日、部員訪問活動を行い、役員・事務局7人が参加し、22人の部員を訪問しました。そのうち、13人の部員とは直接話しながら、全商連婦人部が取り組んでいる「業者婦人の実態調査」アンケートへの協力を呼びかけました。

来てくれて嬉しいと喜びの声も

酒井部長が訪問した部員に「婦人部では所得税法56条廃止の署名や、実態調査アンケートに取り組んでいます。ぜひ協力を」と呼びかけると「署名とアンケートは書いて提出します」と明るく応えました。

成田副部長が訪問したNさんは、3月に旭川民商から転籍してきた方で「民商に入ってから良かった。出来る事があれば協力したい」と対話になりました。

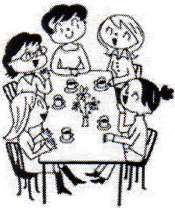


▲楽しく打ち合わせする役員の皆さん

訪問すると元気になるネ

訪問活動を終えた役員は、それぞれ感想を出しました。

「会えた人とは対話になって、私達も元気をもらった」「訪問先が多くてゆっくりに対話ができなかった」「以前対応が良くなかった所も、今回は笑顔で接してくれた」等の報告がありました。



2回目となる訪問活動を行い、役員会では「天気も良くなってきたし、引き続き訪問を進めよう」「小集会も開こう」と盛り上がりがありました。



連休明けから「『収支内訳書』が税務署から送られてきたが、どうしたらいいの?」との問い合わせが多くのお会員さんから来ています。

「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

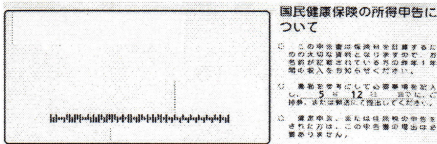
収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。

また、区役所から「国民健康保険所得申告書」(下図参照)も送付されて来ていますが、確定申告を行っている方は提出する必要はありません。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合みましょう。

多くの会員に送付されてきている、国民健康保険所得申告書



(キリトリ線) 申告の内容を元に保険料を計算します。申告書の提出が義務付けられています。詳しくは、国民健康保険課にお問い合わせください。

「収支内訳書は罰則のない事、不利益規定は提出しない事で扱いは受けません」

TPP・保険業法に民商と共済会を潰されないために すべての会員が民商共済会に加入を

共済会は5月の北商連共済会総会、6月の全商連共済会総会に向けて拡大運動に奮闘しています。現在、中部民商共済会の会員加入率は88%で、あと11人が加入すると90%に到達します。民商・全商連共済会は、保険業法とTPPの圧力の中、制度の存続と加入者を守るためにたかつかっています。政府・財界・アメリカ資本の攻撃の矛先は、共済会を含めた民商つぶしにあります。民商と共済会を守るためには、共済会に加入していない会員の皆さんが、民商共済会に加入する必要があります。民商と共済会を守るためにも、まだ加入されていない会員の皆さんに、心から加入する事を呼びかけます。

東日本大震災 募金振込先

北洋銀行東屯田支店 (普)0591021
札幌中部民主商工会 特別会計
会長 横江泰介

*震災発生から1年以上が過ぎました。復興・復旧にはまだまだ時間がかかります。引き続き皆様のご協力をお願いします

会費の納入について

民商は会員の皆さんが納める会費と、商工新聞代のみで運営しています。会費納入にご協力をお願いします(事務所に届けて頂けると助かります)。